

緊急事態宣言下における本市行政運営方針について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

令和2年4月7日に政府から発出された緊急事態宣言に伴い、神奈川県から「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が示されました。

こうした状況下において、本市においても、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を更に推進し、同時に市民生活を支える行政として、必要不可欠な業務を安定的に実施するため、令和2年4月11日（土）から緊急事態宣言の終了が予定されている5月6日（水）までの間、以下の方針により運営するものとします。

- 1 市民生活を支える業務や、子どもの居場所の確保、要援護者対策など福祉的な業務については原則実施し、それ以外の業務は中止または延期とする。
- 2 本市が主催するイベント等については中止または延期とする。
- 3 スポーツセンター、市民館、図書館、文化施設、こども文化センター、老人いこいの家等については休館とする。
- 4 本市が管理する屋外スポーツ施設等については利用中止とする。
- 5 市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校については臨時休業とする。
- 6 市民への会議室及びホール等の提供については原則中止する。
- 7 医療対策等の重点業務への職員応援については、局区横断的に実施する。
- 8 行政活動を安定的に継続しながら、職員の休暇取得及びテレワーク等を促進する。
- 9 業務の実施において、3つの密（密閉、密集、密接）が重なる場を徹底的に回避する。

なお、施設の閉館に関する情報や、イベントの中止及び延期に関する情報、その他市民生活に影響のある情報については、市ホームページ等を通じ、市民の皆様へ随時情報提供を行います。